

第 1 号議案

令和 4 年 1 月 7 日付け 3 稲都計第 2 2 2 号稲沢市諮問、尾張都市計画
道路の変更について

令和 4 年 1 月 7 日提出

稲沢市都市計画審議会

会 長 大 塚 俊 幸

3 稲都計第 2 2 2 号

令和 4 年 1 月 7 日

稲沢市都市計画審議会

会長 大塚 俊幸 様

稲沢市長 加藤 錠司 郎

尾張都市計画道路の変更について（諮問）

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、愛知県から意見照会がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

尾張都市計画道路の変更(愛知県決定)

- 1.都市計画道路中3・5・81号下沼四貫線を全線廃止する。
- 2.都市計画道路中3・4・87号祖父江稲沢線の一部区間を廃止する。
- 3.都市計画道路中3・4・51号馬飼稲沢線ほか2路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・51	馬飼稲沢線	稲沢市 祖父江町 馬飼川田	稲沢市 北島町 皿屋敷	稲沢市 一色下方町	約 10,100m	地表式	2車線	16m	名鉄尾西線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所	
	3・4・87	祖父江稲沢線	稲沢市 祖父江町 祖父江曲	稲沢市 船橋町 花ノ木	稲沢市 西島東町	約 6,230m	地表式	2車線	16m	名鉄尾西線、JR東海道 新幹線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所	
	3・4・88	祖父江山崎線	稲沢市 祖父江町 祖父江堤内	稲沢市 祖父江町山崎 才蔵野東	稲沢市 祖父江町 祖父江居中	約 2,600m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差2箇所	

理由

都市計画決定当時から社会経済情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性等を検証した結果、3・5・81号下沼四貫線の全線及び3・4・87号祖父江稲沢線の一部区間を廃止する。

上述の変更に伴い、3・4・51号馬飼稲沢線ほか2路線の位置、区域及び構造を変更するものである。

理 由 書

(尾張都市計画道路 3・5・81 号下沼四貫線ほか 3 路線)

1. 変更の概要

愛知県都市計画道路見直し方針(平成 30 年 8 月策定)に基づき、その必要性等を検証した結果、3・5・81 号下沼四貫線ほか 3 路線((A)全 2 路線+(B)全 2 路線)について、以下のとおり都市計画の変更を行います。

(A) 全線及び一部区間の廃止 全 2 路線

①路線名：3・5・81 号下沼四貫線

変更内容：路線の廃止

変更概要：下沼四貫線の全線約 1,920m を廃止する。

②路線名：3・4・87 号祖父江稲沢線

変更内容：一部区間の廃止

変更概要：稲沢市祖父江町四貫東堤外地内から稲沢市祖父江町祖父江曲地内まで約 730m の区間を廃止する。

		新	旧
位置	起点	稲沢市祖父江町祖父江曲	稲沢市祖父江町四貫東堤外
	終点	稲沢市船橋町花ノ木	稲沢市船橋町花ノ木
区域	延長	約 6,230m	約 6,960m
構造	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差 4 箇所	幹線街路と平面交差 5 箇所

(B) 位置、区域及び構造の変更 全2路線

①路線名：3・4・51号馬飼稻沢線

変更内容：構造の変更

変更概要：3・5・81号下沼四貫線(愛知県決定)の路線廃止に伴い、地表式区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更する。

		新	旧
構造	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差4箇所	幹線街路と平面交差5箇所

②路線名：3・4・88号祖父江山崎線

変更内容：構造の変更

変更概要：3・5・81号下沼四貫線(愛知県決定)の路線廃止に伴い、地表式区間における幹線街路との平面交差箇所数を変更する。

		新	旧
構造	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差2箇所	幹線街路と平面交差3箇所

2. 都市計画変更の理由とその内容

(1) 都市計画変更の理由

愛知県では、戦後から高度経済成長期にかけて多くの路線を都市計画決定し、整備することで、暮らしやすい市街地の形成や産業、経済の発展などに大きく寄与してきました。その一方で、数多くの路線が未着手のまま残されている状況や、社会経済情勢が変化してきていること等を踏まえ、都市計画道路の見直しが求められています。このような状況の中、愛知県は未着手の都市計画道路の必要性などを再検証し、必要に応じて計画の変更、廃止を行うため、その基本的な考え方にあたる「愛知県都市計画道路見直し方針」を平成30年8月に公表しました。

稲沢市においても、80.76km(約67.4%)が整備されている一方で、39.02km(約32.6%)が整備されていない状況です。そこで、この方針に基づき、稲沢市は未整備区間を含む26路線において必要性等の詳細な検証を行った後、令和3年8月には地元説明会を開催し、地元等との調整が整った路線について廃止等の手続きを進めています。

(2) 上位計画との整合

愛知県では、平成31年3月に策定した「尾張都市計画区域マスタープラン」において、「広域交通ネットワークを最大限活用しつつ、区域内の円滑な交通の確保や各拠点へのアクセス性の強化に向けて、質の高い交通環境の形成・充実を図ります」とするとともに、「既存ストックを最大限に活用し、インフラの老朽化も踏まえた効率的な都市経営の観点から、各施設の機能を明確にしたうえで、必要に応じた計画の見直しを行います」としています。

稲沢市都市計画マスタープラン(令和2年3月)においても、「本市の都市計画道路の整備は適宜進められているものの、長期間未着手となっている路線や区間が多くあります。このため、愛知県の「都市計画道路見直し方針」を踏まえながら、必要性・実現性に配慮した都市計画道路の機能変更や廃止を検討します。」と定めています。

(3) 都市計画変更の内容

(A)全線及び一部区間の廃止 全2路線

① 3・5・81号下沼四貫線 ② 3・4・87号祖父江稲沢線

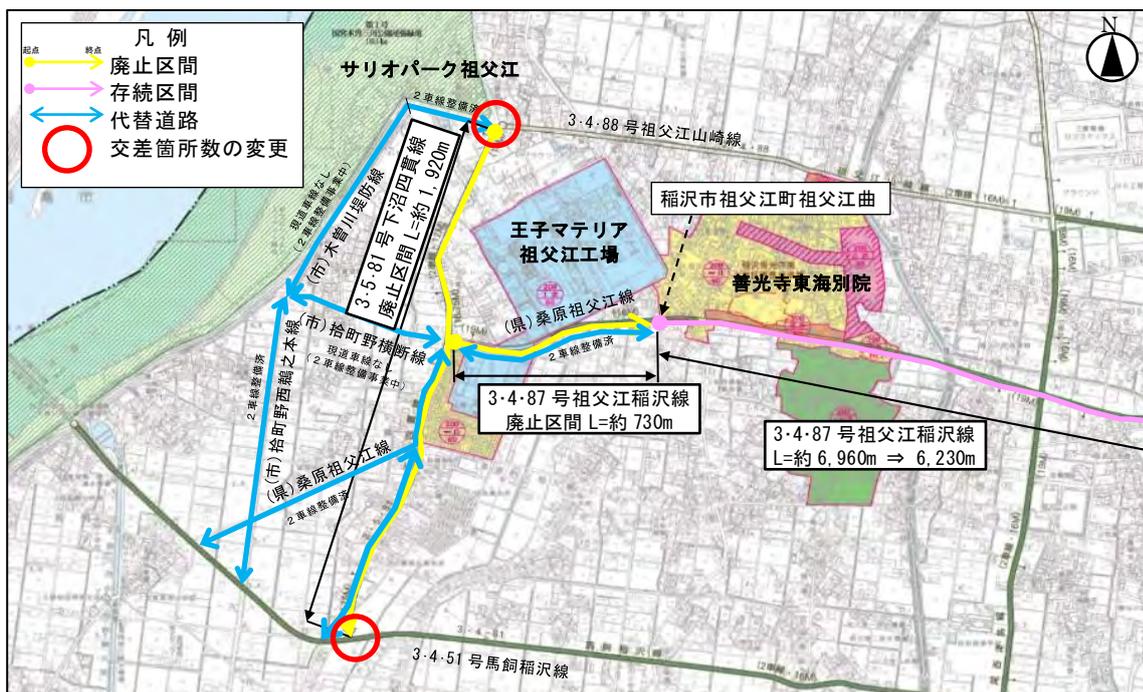
当該2路線は、稲沢市旧祖父江町における更なる市街地拡大を見込み、祖父江地区の将来交通を円滑に処理するため、(都)馬飼稲沢線及び(都)祖父江山崎線と合わせて祖父江地区の拡大想定市街地の外郭を囲む幹線街路網として昭和46年、都市計画決定されました。当街路網は拡大想定地区内における商業地区、居住区及び工業地区から出入りする自動車交通を外部に迂回、分散させること、また周辺市町村からサリオパーク祖父江へのアクセス機能等、祖父江地区の将来の市街地拡大を見据え配置されています。

西端に位置する南北幹線である(都)下沼四貫線につきましては、全区間が都市計画に対して未整備ではあるものの、(都)祖父江稲沢線交差部以南の約1,160mは概ね幅員6～7mの現道が整備されており、北側区間も含めた周辺の代替道路網としては、整備済みの市道拾町野西鶉之本線(両側歩道、幅員約16m)、今年度未完成予定の市道木曾川堤防線(片側歩道、幅員約11m)及び市道拾町野横断線(両側歩道、幅員約16m)や、県道桑原祖父江線などの周辺現道が存在しており、円滑な交通処理を行えることが確実となっております。また、(都)祖父江稲沢線につきましても、一部区間が都市計画決定幅員に対して未整備ではあるものの、起点側から約350mの区間は歩道付き2車線の概ね幅員14mの現道が存在しており、現道による円滑な交通処理が行われています。

昭和46年の都市計画決定以降、当地域の周辺では市街地拡大が進まず、また、今後も見込まれないことから、市街地拡大を前提とした当該2路線の計画を見直す必要があります。さらに、(都)下沼四貫線の(都)祖父江稲沢線交差部以北の区間には祖父江霊園が都市計画道路上に存在し、都市計画どおりの本バイパス区間の整備については、事業実施上の課題があります。なお、見直し検証作業において、当区間を廃止した場合でも、現道や周辺都市計画道路で円滑な交通処理ができることを確認しております。

以上の内容を総合的に勘案し、(都)下沼四貫線は全線廃止し、(都)祖父江稲沢線については起点から曲交差点までの一部区間の計画を廃止します。

【詳細図】



(B) 位置、区域及び構造の変更 全2路線

①路線名：3・4・51号馬飼稻沢線

3・5・81号下沼四貫線の廃止に伴い、当路線の地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を5箇所から4箇所に変更します。

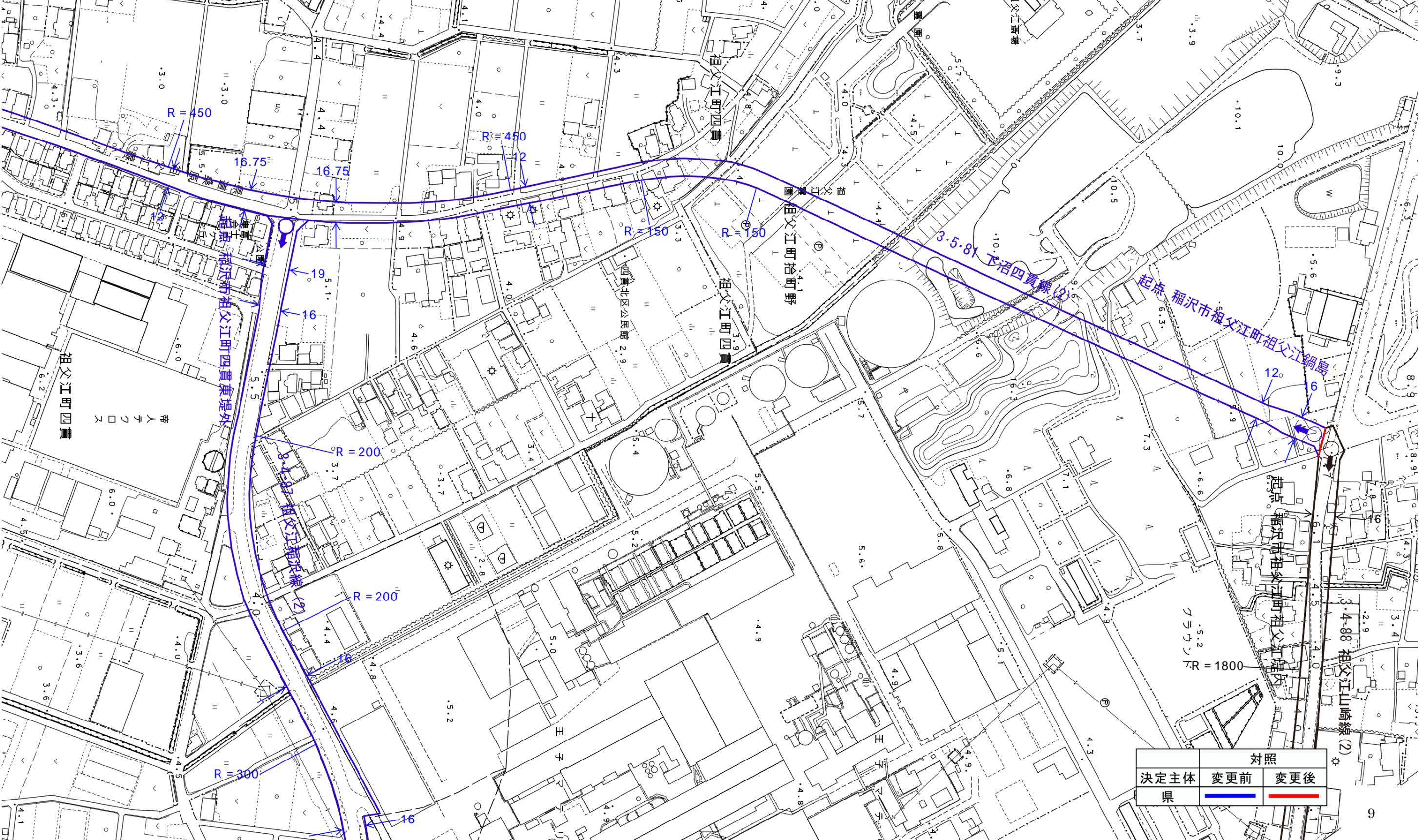
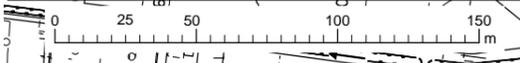
②路線名：3・4・88号祖父江山崎線

3・5・81号下沼四貫線の廃止に伴い、当路線の地表式の区間における幹線街路との平面交差箇所数を3箇所から2箇所に変更します。

尾張都市計画道路の変更

3・5・81号 下沼四貫線 (県決定)
 3・4・87号 祖父江稲沢線 (県決定)

計画図 (1/3) S=1:2,500

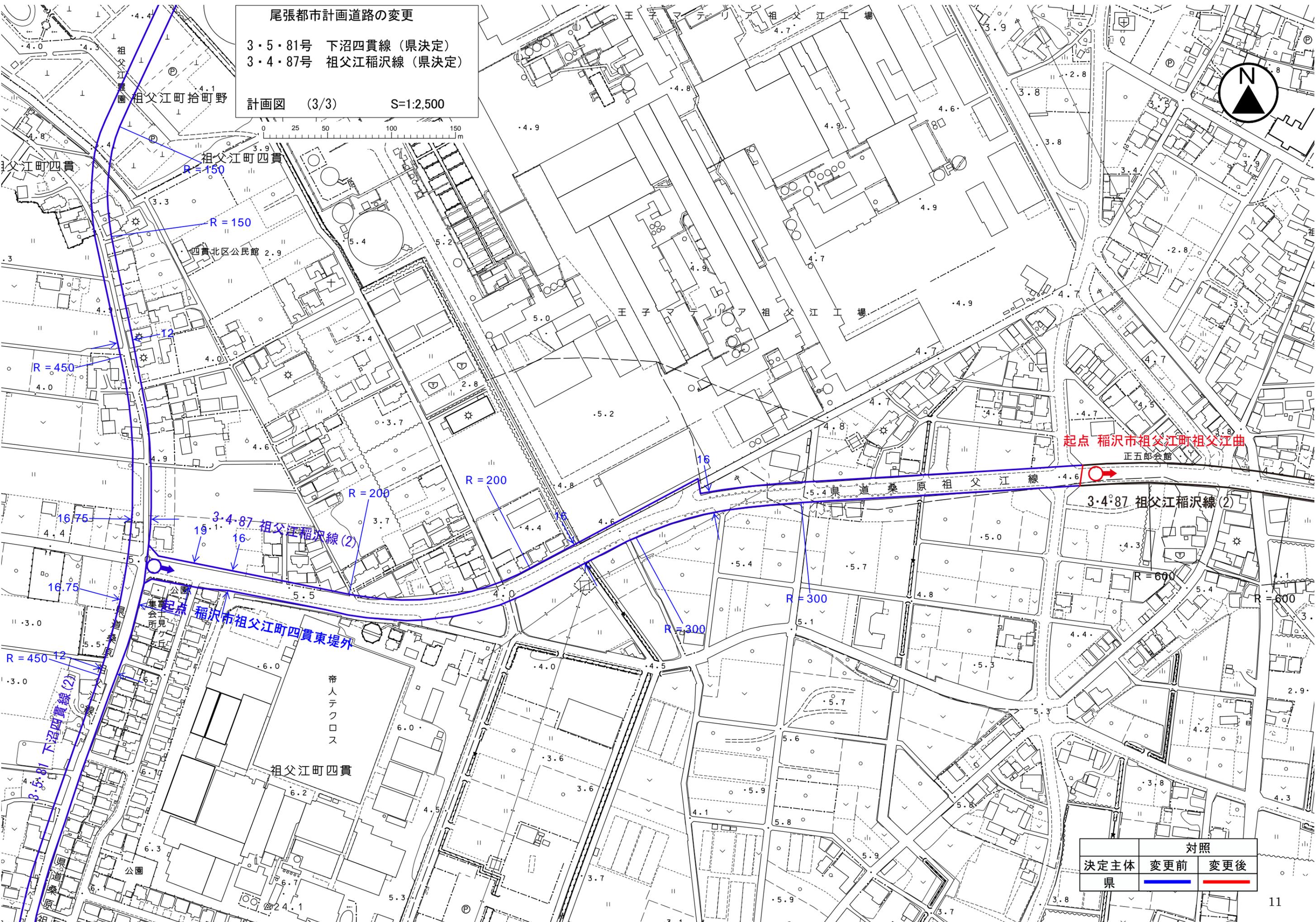


決定主体	対照	
	変更前	変更後
県		

尾張都市計画道路の変更

3・5・81号 下沼四貫線 (県決定)
 3・4・87号 祖父江稲沢線 (県決定)

計画図 (3/3) S=1:2,500



決定主体	対照	
	変更前	変更後
県	—	—